

(5) 資源ごみ 3

(古紙・古布類)

〈古紙・古布類共通ルール〉

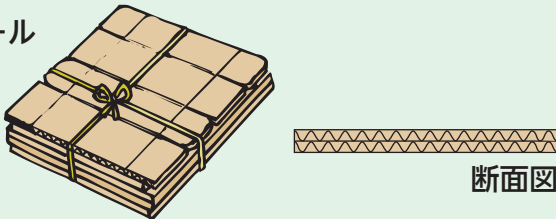
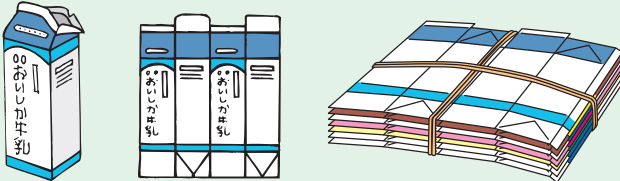
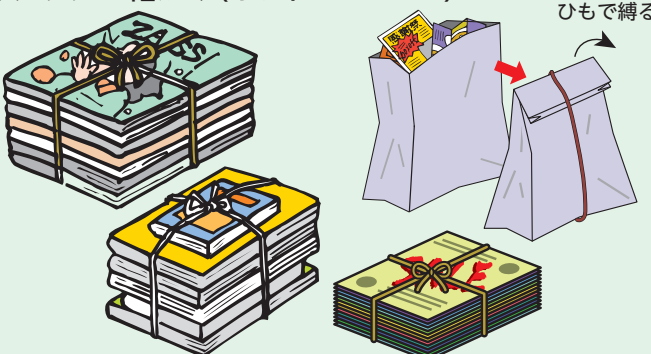
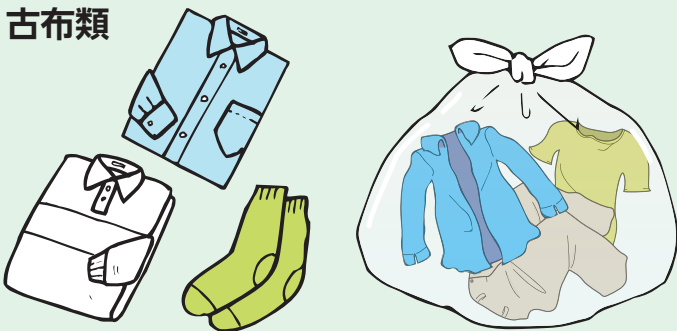
※汚れのひどいもの、臭いのついたものは、燃やすごみで出してください。

※雨天の場合は、次の収集日に出してください。紙類・布類は、濡れたまま保管すると自然発火するおそれがあります。

※古紙類は、①～⑤に分けて出してください。

★ ごみ出し基本ルール ★

- ・朝8：30までに出しましょう。
- ・指定された袋で出しましょう。
- ・袋には氏名を書きましょう。
- ※ごみの搬入は3ページ参照

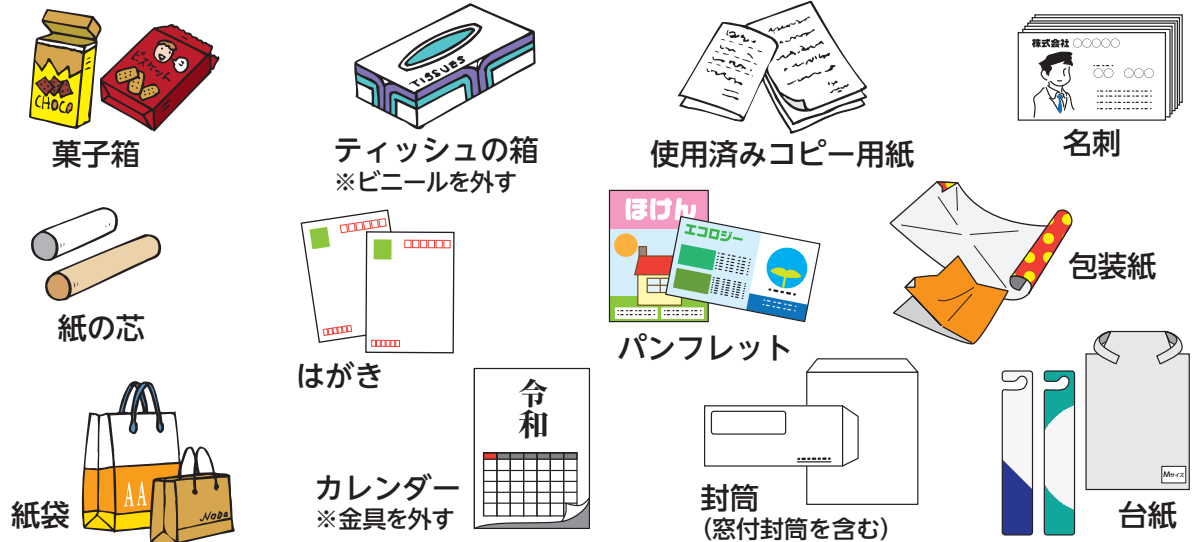
資源ごみ 3 の具体例	ごみ出しルール
古紙類 ①段ボール  断面図	●ひもで縛って出す。 ■断面が波状のものが段ボールです。 ■段ボールについているビニールや送り状（カーボン紙）は、取り除いてください。
②新聞紙 	●ひもで縛って出す ■新聞に入っているチラシは、取り出してください。
③紙パック 	●洗って開き、乾かしたものをひもで縛って出す ■紙パックの出し方 ①きれいに洗う→②切り開く→③よく乾かす ■アルミ箔を貼っている紙パックは、<u>燃やすごみ</u>です。
④本・雑誌 ⑤チラシ・雑がみ(オフィスペーパー)  折り曲げ ひもで縛る	●ひもで縛って出す ●紙袋か透明袋（45L）に入れて出す ※紙袋で出す場合は、中身が出ないように口を折り曲げてひもで縛ってください。 ■本、雑誌などの冊子類と、チラシ、雑がみは別々にまとめて出してください。 ※付箋や金具、プラスチック類がついている場合は取り外して出してください。（右ページ参照） ※雑がみは、リサイクルできる紙が十分に確認をしてください。（右ページ参照）
古布類 	●透明袋に入れて出す ■布類は、ハンカチ大以上のもので、一度洗ってから出してください。 ※資源にならない古布類 寝具類（布団、毛布、シーツ、枕）、絨毯、座布団、カーテン、帽子、手袋、靴下、下着類、ゴム製品、皮革製品

「雑がみ(オフィスペーパー)ってどんな紙？」

雑がみとは、家庭から出る、段ボール、新聞紙、紙パック、本・雑誌、チラシ以外の**リサイクルできる**紙類を指します。 ※オフィスペーパーとは、事業所から出る雑がみのことを指します。

リサイクルできる紙類

資源ごみ3 で出しましょう。

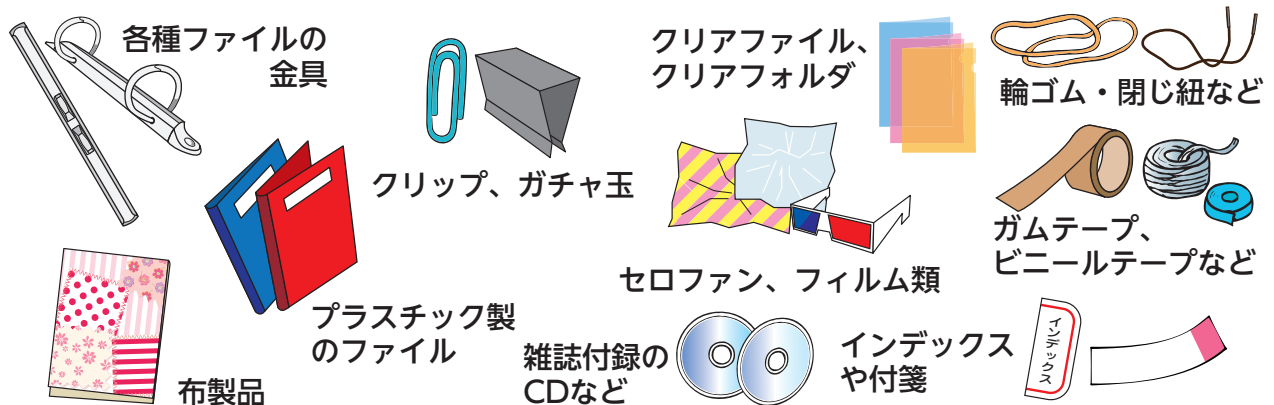


リサイクルできない紙類

燃やすごみ で出しましょう。



紙以外のものは必ずしてください。



事業所から出る「資源ごみ3」は？

事業所から出る資源ごみ3（古紙・古布類）は、家庭ごみのごみ出しルールに従い、市の処理施設へ搬入してください。ただし、少量であれば市の定期収集に出すことができます。

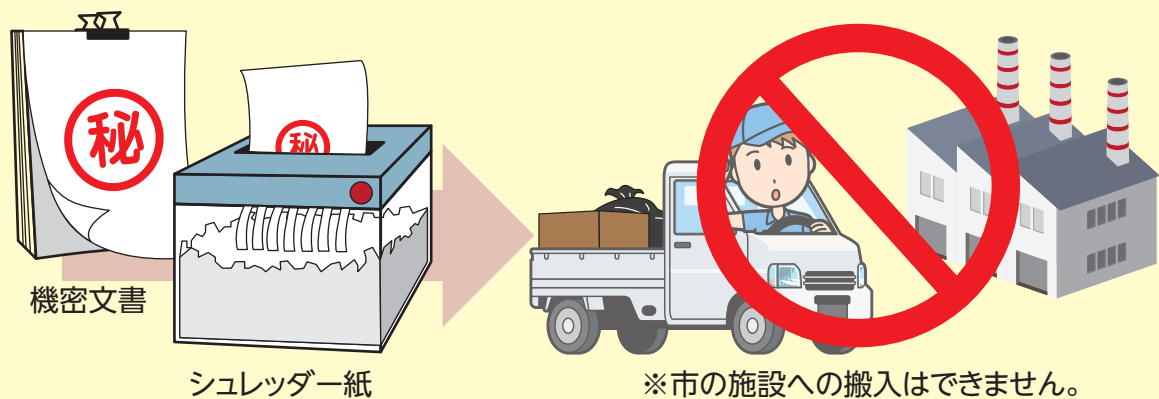
★機密文書（シュレッダー紙含む。）の取扱いについて

→市の施設への機密文書及びシュレッダー紙の搬入はできません。

機密を守ってリサイクルを行う再資源化（リサイクル）事業者へ処理を依頼してください。

※機密文書とは…

氏名、生年月日、住所、電話番号など個人を特定できる情報や顧客情報、技術情報や法令で守秘義務を課せられた文書など、外部へ漏れてはいけない情報が記録された文書のことです。



再資源化（リサイクル）取扱事業者

業者名	住 所	電話番号
長崎市古紙リサイクル回収機構	長崎県長崎市小江町1-10	095-841-9411
株式会社イワフチ	佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305-1	0952-86-5433
佐川急便株式会社（五島営業所）	長崎県五島市吉田町3530-9	0959-72-4557
ヤマト運輸（五島福江センター）	長崎県五島市吉久木町724-1	0570-073-555 (専用ナビダイヤル)
株式会社光葉産業運輸	長崎県佐世保市木原町148-2	0956-26-3300